

健福第620号
平成28年9月13日

一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会
会長 西釜 博文 様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

平成28年熊本地震における民間賃貸住宅借上げ事業に係る被災者の入居
促進について（通知）

熊本地震の発生以降、貴会におかれましては、相談窓口の設置など民間賃貸住宅の情報提供等に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、発災から約5カ月が経過し、避難者数については減少傾向にありますが、現在でも、罹災証明書の二次調査の判定結果等により、みなし応急仮設住宅の申込みを行う方がいる状況です。

一方で、熊本市東区、益城町をはじめ、被害が大きかった地域等では、2DK以上の空き物件が少なくなっており、被災者のニーズに合った住居の確保が困難なケースも見られます。

つきましては、早急に被災者のすまいの確保を図るため、下記の取扱いを可能としましたので、貴会員様への周知をお願いします。

記

1 新たな取扱い

みなし応急仮設住宅の申込みは、原則1世帯につき1住居としてきたが、1R、1K、1DK、1LDKの物件であり、かつ、別紙の基準を満たす場合には、世帯を分離して複数の住宅を申し込むことを可能とする。

2 施行日

平成28年9月13日から

【問い合わせ先】

〒862-8570

熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県健康福祉部

健康福祉政策課すまい対策室

担当：井

Tel：096-333-2818

Fax：096-384-3160